

## 標準様式①に係る選択肢一覧

令和3年5月24日(月)  
消防庁予防課

【消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置届 「消防設備士免状」項目の区分表】

■甲種

表示順	種別
1	特類
2	第1類
3	第2類
4	第3類
5	第4類
6	第5類

■乙種

表示順	種別
1	第1類
2	第2類
3	第3類
4	第4類
5	第5類
6	第6類
7	第7類

【管理者選任届出書 「防火>防災管理者>資格>その他」項目の区分表】

■消防法施行令第3条第1項 (防火管理者の資格)

表示順	号	資格内容
1	第1号	甲種防火対象物の防火管理者、又はそれに類する実務経験を有する者
2	第2号	乙種防火対象物の防火管理者、又はそれに類する実務経験を有する者

■消防法施行令第47条第1項 (防災管理者の責務)

表示順	号	資格内容
1	第1号	防災管理対象物の防災管理に関する講習の課程を修了した者
2	第2号	一年以上防災管理の実務経験を有する者
3	第3号	市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あった者
4	第4号	防災管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

■消防法施行規則第2条 (防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

表示順	号	資格内容
1	第1号	安全管理者として選任された者
2	第1の2号	防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得し、免状を交付されている者
3	第2号	危険物保安監督者として選任され、甲種危険物取扱者免状を交付されている者
4	第3号	保安管理者として選任された者
5	第4号	国・都道府県の消防の事務に従事し、一年以上管理的又は監督的な職にあった者
6	第5号	警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
7	第6号	建築主事又は一級建築士の資格を有し、一年以上防火管理の実務経験を有する者
8	第7号	市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
9	第8号	前各号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

■消防法施行規則第51条の5 (防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

表示順	号	資格内容
1	第1号	安全管理者として選任された者
2	第1の2号	防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得し、免状を交付されている者
3	第2号	危険物保安監督者として選任され、甲種危険物取扱者免状を交付されている者
4	第3号	保安管理者として選任された者
5	第4号	国・都道府県の消防の事務に従事し、一年以上管理的又は監督的な職にあった者
6	第5号	警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあつた者
7	第6号	建築主事又は一級建築士の資格を有し、一年以上の防火管理及び防災管理の実務経験を有する者
8	第7号	市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
9	第8号	前各号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

【「用途（消防法施行令別表第一による用途区別）」の区分表】

■防火対象物の用途区分表（消防法施行令別表第一）

表示順	項目別	防火対象物の用途等
1	(1)項イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
2	(1)項ロ	公会堂又は集会場
3	(2)項イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
4	(2)項ロ	遊技場又はダンスホール
5	(2)項ハ	性風俗営業店舗等
6	(2)項ニ	カラオケボックス等
7	(3)項イ	待合、料理店その他これらに類するもの
8	(3)項ロ	飲食店
9	(4)項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
10	(5)項イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
11	(5)項ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
12	(6)項イ	病院、診療所又は助産所
13	(6)項ロ	自力避難困難者入所施設等
14	(6)項ハ	老人福祉、支援施設等
15	(6)項ニ	幼稚園又は特別支援学校
16	(7)項	各種学校等その他これらに類するもの
17	(8)項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
18	(9)項イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
19	(9)項ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
20	(10)項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
21	(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
22	(12)項イ	工場又は作業場
23	(12)項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
24	(13)項イ	自動車車庫又は駐車場
25	(13)項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
26	(14)項	倉庫
27	(15)項	前各項に該当しない事業場
28	(16)項イ	特定用途の複合
29	(16)項ロ	非特定用途の複合
30	(16の2)項	地下街
31	(16の3)項	準地下街
32	(17)項	文化財
33	(18)項	延長50メートル以上のアーケード
34	(19)項	市町村長の指定する山林
35	(20)項	総務省令で定める舟車